

7月に保険料額をお知らせします

後期高齢者医療保険料

【令和3年度保険料の計算方法】

均等割

【1人当たりの額】
52,048円

+

所得割

【被保険者本人の所得に応じた額】
(令和2年中の所得－43万円※) × 10.98%

=

1年間の保険料

【限度額】64万円
(100円未満切り捨て)

※前年の所得金額により、控除額が異なる場合があります。

- 所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料を軽減します。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 災害などでの所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方は、保険料減免を受けられる場合があります。

【保険料のお支払い方法】

「年金からのお支払い」と「口座振替」から選ぶことができます。口座振替を希望される方は、町税務課収納グループ（☎73-7506）にお問い合わせください。
※保険料のお支払いが困難な場合もご相談ください。

【問い合わせ】
町税務課課税グループ
☎73-7505

軽減基準額が変わります

国民健康保険税

■国民健康保険税課税限度額

区分	令和2年度	令和3年度
医療分	63万円	変更なし
後期高齢者支援金分	19万円	変更なし
介護納付金分	17万円	変更なし

■国民健康保険税（均等割・平等割）の軽減割合および軽減判定基準額

軽減割合	軽減判定基準額（令和2年度）	軽減判定基準額（令和3年度）
7割	33万円	43万円＋10万円×（給与所得者などの人数－1）
5割	33万円＋28万円5千円× （被保険者数＋特定同一世帯所属者数 ^{※3} ）	43万円＋28万円5千円× （被保険者数＋特定同一世帯所属者数） ＋10万円×（給与所得者などの人数－1）
2割	33万円＋52万円× （被保険者数＋特定同一世帯所属者数）	43万円＋52万円× （被保険者数＋特定同一世帯所属者数） ＋10万円×（給与所得者などの人数－1）

※2：給与所得を有する方と、公的年金など（国民年金、厚生年金、企業年金）の支給を受ける方です。

※3：国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した後も、継続して同一世帯に属する方です。

【問い合わせ】
町税務課課税グループ
☎73-7505

国の税制改正に伴い、令和3年度より低所得者世帯の軽減判定所得基準額^{※1}が変更となります（課税限度額については前年と同額）。なお、令和3年度の納税通知書は7月中旬に送付予定です。

※1：世帯主（国保加入の有無問わず）・特定同一世帯所属者・被保険者の総所得額合計が本基準額以下となる場合、均等割と平等割が減額されます。

保険料の一部が変わります

介護保険料

65歳以上の方の介護保険料第1段階から第3段階が、国の制度に基づき変更となります。それ以外の段階は、昨年度と変更はありません。

介護保険料は、第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）に基づき、本人と世帯員の前年の所得状況によって決定されます。

詳しくは、右の表をご確認ください。
※介護保険料は7月中旬に発送する「介護保険料納付通知書」でお知らせします。

《新型コロナウイルス感染症の影響による保険税・保険料の減免制度》

各保険税・保険料は、新型コロナウイルス感染症の影響により減収などが見込まれる場合、減免されることがあります。

詳しくは町ホームページ、各保険税・保険料の納税通知書、納付通知書に同封のチラシをご覧ください。

【表】令和3年度介護保険料

段階区分	割合	対象基準	年間保険料
第1段階	基準額の0.3倍	生活保護を受給されている方、老齢福祉年金受給者でその世帯全員が住民税非課税の方、世帯全員が住民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が年額80万円以下の方	18,500円
第2段階	基準額の0.5倍	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が年額120万円以下の方	30,900円
第3段階	基準額の0.7倍	世帯全員が住民税非課税で第1・第2段階に該当しない方	43,300円
第4段階	基準額の0.9倍	住民税課税世帯で本人が非課税、合計所得金額＋課税年金収入額が年額80万円以下の方	55,700円
第5段階	基準額	住民税課税世帯で本人が非課税、第4段階に該当しない方	61,900円
第6段階	基準額の1.2倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が120万円未満の方	74,200円
第7段階	基準額の1.3倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が120万円以上210万円未満の方	80,400円
第8段階	基準額の1.5倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が210万円以上320万円未満の方	92,800円
第9段階	基準額の1.7倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が320万円以上の方	105,200円

国民年金 保険料の納付に困ったら相談を

収入の減少や失業など経済的な理由により保険料の納付が難しくなったとき、保険料を未納のままにしておくと将来の「老齢基礎年金」や、障がい・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

保険料を納めることができないときは、下記の「申請免除制度」をご検討ください。

【免除を受けるための条件】

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定の金額以下であること

※令和3年7月～令和4年6月の保険料は令和2年中の所得で審査を行います。

※離職（退職・失業）された場合、その方の前年所得をゼロとみなして審査します。この特例は原則、離職された年とその翌年に申請された場合に限りです。

【承認期間】

7月から翌年6月まで

※申請する月の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できます。

【申請に必要なもの】

- ・本人確認書類
(年金手帳、運転免許証など)
- ・雇用保険被保険者離職票など
(離職された方がいる場合)

【問い合わせ】

町住民保健課国保グループ
☎73-7508

申請免除制度

- ①全額免除
- ②一部免除（ $\frac{3}{4}$ 免除・半額免除・ $\frac{1}{4}$ 免除）
※免除の承認を受けた期間は年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。ただし、一部免除を受けた場合、保険料を納めていない期間は未納扱いとなりますのでご注意ください。